

## 各務原市水道事業庁舎における自動販売機設置事業者募集要項

各務原市水道事業は、各務原市水道事業庁舎（以下「水道事業庁舎」という。）において自動販売機を設置するにあたり、利便性の向上及び歳入確保を目的として、以下の要領で自動販売機を設置するための事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

### 1 設置場所及び台数

設置場所	設置可能面積	台数	備考
各務原市三井東町4丁目32番地 水道事業庁舎（別図のとおり）	3. 84 m <sup>2</sup> 以内 (幅3.2m以内) (奥行1.2m以内)	1台以上	屋外 電気コンセント あり（2口）

※設置可能面積は転倒防止対策、放熱余地、空容器回収箱設置部分を含みます

### 2 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

### 3 応募の資格

法人とし、飲料メーカー企業、ベンダー企業及び飲料水を扱っている事業者であり、自動販売機の設置及び管理業務を履行できる能力があると認められる事業者であれば応募できます。

ただし、以下の各項に掲げる者は応募者、もしくは応募者の構成員となることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - ② 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱による資格停止の期間中にある者
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者であって、決定がなされていない者
  - ④ 国税（法人税・消費税及び地方消費税）及び市税の滞納がある者。
- ※ 各務原市が課している市税には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、都市計画税、入湯税があります。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者。
  - ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者。
  - ⑦ 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していない者。

### 4 事業者の業務の範囲

#### （1）維持管理業務

- ① 設置期間の開始、設置期間の終了その他必要な場合における自動販売機の撤去、据付、付帯工事すべて。
- ② フルオペレーションによる販売管理（自動販売機のメンテナンス、商品の補充、金銭管

理、空容器回収処理、自動販売機周辺の清掃等の一切を含む)。

- (3) 故障、こじあけによる盗難、その他の臨機の処置(故障並びに問合せ及び苦情への対応、地震・台風その他天災への事前対策及び事後対応等)。

(2) 諸手続等

- ① 半期毎の売上本数、金額等の販売実績報告
- ② 各務原市水道事業が業務の適正を期すために必要とする情報の提供
- ② 各務原市水道事業が業務の適正を期すために必要とする実地調査に対する協力
- ③ この事業の遂行に当たって必要とされる諸手続

5 費用負担

(1) 設置費

自動販売機の設置・入替・撤去等に関する全ての費用は、事業者の負担となります。

(2) フルオペレーション販売手数料

フルオペレーション販売手数料(以下「手数料」という。)の最低基準額は20,000円(税抜・年額)とします。応募者は、最低基準額以上の手数料の提案を行ってください。有効な提案を行った応募者の最高金額の提案額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を手数料の額とします。なお、各年度の手数料は、年度当初に各務原市水道事業が発行する納入通知書により指定する期限までに全額納付するものとします。

(3) 電気料

次に掲げる方法により算定した額を各務原市水道事業の指定する期限までに当該年度の1年分を全額前納していただきます。

※電気料=(基本料金+電力量料金)×12月

基本料金及び電力量料金の算定にあたっては、当該年度4月1日現在の中部電力マイズ料金単価表(従量電灯B契約電流20A)の料金に基づきます。

使用電力量=自動販売機仕様書の年間消費電力量÷12月とします。

但し、年間消費電力量の記載のないものは、

使用電力量=消費電力(A)×稼働率(B)×24時間×30日とします。

消費電力(A)=自動販売機仕様書にある、定格消費電力+電熱装置の定格消費電力

稼働率(B)=20%

とします。

6 自動販売機及び設置方法

- (1) 省エネタイプの自動販売機であること。
- (2) 自動販売機及び空容器回収箱は屋外使用に対応するものであること。
- (3) 自動販売機及び空容器回収箱には強風、豪雨、降雪及び地震対策を行うこと(アンカーワーク等を行う場合は事前に各務原市水道事業と協議をすること)。
- (4) 2台以上設置する場合は、それぞれの自動販売機の販売内容はすべて異なるものとすること。

7 条件

- (1) 事業者は、自動販売機の設置場所(以下、「使用財産」という)を業務の目的以外に使

用し、またはその使用する地位を譲渡し、もしくは転貸しないこと。

- (2) 事業者は、使用財産の現状を変更しようとするときは、あらかじめ各務原市水道事業の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、使用財産の現状を変更したときは、各務原市水道事業が認めるものを除くほか、返還の際これを原状に復し、またはその損害を弁償しなければならない。
- (4) 次に掲げる事由が生じたときは、各務原市水道事業は自動販売機設置事業者の選定（以下「選定」という。）を取消し、使用を制限し、または退去させることができる。
- ① 各務原市水道事業において公用もしくは公共用に供するため必要が生じたとき。
  - ② 手数料又は電気料を滞納したとき。
  - ③ 使用財産の管理が良好でないとき。
  - ④ 財産の使用にあたり、法令の規定による必要な許可または認可等を失ったとき。若しくは自動販売機設置事業者募集にかかる応募条件に反する状態となったとき。
- (5) 前項の規定による選定の取消しによって生じた損害について市は賠償の責めを負わない。
- (6) 酒類、ビールティスト飲料（いわゆるノンアルコールビール等）及び公共施設にふさわしくない商品は販売しないこと。
- (7) 各務原市水道事業において必要があるときは、使用財産について実施検査し、又は報告を求め、維持使用に關し指示することができる。
- (8) 事業者は、その管理上のかしによる事故等については、一切の責任を負うこと。
- (9) 事業者は、業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏えいし、または他の目的に利用してはならない。設置期間が終了し、または取消された後においても同様とする。
- (10) 事業者は、自動販売機の設置に関する協定書を遵守すること。

## 8 参考データ

### (1) 自動販売機販売実績（直近3年度）

年度	販売数量（本）
令和5年度	6, 266
令和6年度	5, 304
令和7年度（上半期）	2, 287

### (2) 職員数（令和7年4月1日現在）

各務原市水道事業庁舎 約50人

## 9 応募書類の提出

自動販売機を設置しようとする事業者は、各務原市水道事業庁舎における自動販売機設置事業者選定参加申込書（様式第1号）、次の（1）、（2）、（3）、及び（4）に掲げる書類を添えて、（5）に掲げる方法で申請してください。なお、任意様式のものについては、サイズはA4版としてください。

### (1) フルオペレーション販売手数料提案書（様式第2号）

- (2) 自動販売機設置計画書（様式第3号）
- (3) 自動販売機設置実績報告書（様式第4号）
- (4) 付属書類
  - ① 法人登記事項証明書（現在事項又は履歴事項全部証明書）
  - ② 事業者概要（任意様式）
  - ③ 市税の納税証明書等
    - ア 各務原市に納税義務がある場合：納税証明書（市税に関し未納のないことの証明書）
    - イ 各務原市に納税義務がない場合：申立書兼同意書（様式第5号）
  - ④ 国税の納税証明書
    - 直近年度において「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明するもの（納税証明書その3の3）
- (5) 申込書等の提出方法
  - ① 提出場所  
〒504-0914  
各務原市三井東町4丁目32番地 水道事業庁舎1階 水道総務課
  - ② 提出方法  
持参もしくは郵送で提出してください。
  - ③ 申込書提出期限  
令和8年1月26日（月曜日）から令和8年2月6日（金曜日）まで。  
持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合は期間内必着とします。
  - ④ 提出部数  
2部（正本及び副本。副本の付属書類はコピー可。）
  - ⑤ 注意事項  
提出された申込書等については、返却しません。  
各務原市水道事業は、提出された申込書等を応募者に無断で使用しないものとしますが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。  
※ 設置者の選定後に対象となる業務内容は、提出された自動販売機設置計画に記載された内容に拘束されるものではありません。

## 10 募集要項に対する質問

募集要項に対する質問がある場合は、様式第6号に記載し、令和8年1月26日（月曜日）午後5時までに電子メールにて提出してください。すべての質問に対する回答を令和8年1月30日（金曜日）中に市ウェブサイトに掲示します。質問者に対し、個別に回答はしません。また、本募集とは関係のない質問に対しても回答しません。

- (1) 提出先  
E-mail: s-somu@city.kakamigahara.gifu.jp
- (2) 電子メールの件名  
「自動販売機設置事業者募集に関する質問」としてください。

## 1 1 審査及び選定

申込書等を各務原市水道部水道総務課にて審査し、1者を選定します。

なお、審査結果に関する問合せには応じられません。

### (1) 審査基準

自動販売機の設置及び管理業務の履行能力

自動販売機設置計画

提案金額

## 1 2 応募書類提出後の日程

### (1) 選定結果通知

令和8年2月下旬を予定

各務原市水道事業は、事業者の候補者を選定し、その旨を応募者全員に通知します。

### (2) 選定事業者と水道事業庁舎管理者との協議

選定された事業者は、各務原市水道事業と個別に設置場所等の協議を行うものとします。

その結果、水道事業庁舎の物理的条件などの問題により、合意に至らない場合もありますので、御了承ください。

### (3) 協定の締結

各務原市水道事業と選定された事業者は、この事業に関し、設置期間中の包括的な事項を定めた「自動販売機の設置に関する協定書」を締結します。また、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は改めて協議します。

### 【問い合わせ先】

各務原市 水道部 水道総務課

〒504-0914

各務原市三井東町4丁目32番地

電話：058-383-7111